

Q34. 理事会の権限の一部を委任できますか。

理事会の権限の一部を、理事会の決議に基づいて他の機関(対策委員会)に委任できますか。某組合では、退職金の支払及びその金額については、理事会で決議を行い、その支払方法、時期、金額の細部決定について、理事会が対策委員会に委任しているが、この場合対策委員会の決定事項の法的効果はどうなりますか(対策委員会は、理事長も含め理事4人、監事1人)。

【Answer】

総会(総代会)又は理事会に属することとされた権限は、それぞれの機関に専属するものであって、法に別段の定めのない限り、他の機関に委任することはできないものと考えます。